

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 事業者の皆さまへ

本稿では、新型コロナウイルス感染症に関する各種情報・支援策について紹介します。

- 中小企業者・小規模事業者に対する固定資産税・都市計画税の減免について (2~5頁)
- スマホでできる！持続化給付金の申請について (6~7頁)

※今回紹介した各種情報・支援策は修正・変更される場合もありますので、最新の情報確認をお願いします。

## 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している 中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

### 概 要

- <減免対象> ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）
- 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
  - 事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

#### <減免を受けるための要件>

2020年2月～10月までの 任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上 50%未満	2分の1

## 本制度における中小企業者・小規模事業者とは

○資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

○資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合

ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する企業）は対象外

1. 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く）から2分の1以上の出資を受ける法人

2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

## 適用手続き

### ●申告方法

① 中小事業者等（個人<sup>(※1)</sup>、法人<sup>(※2)</sup>）は、税理士や会計士といった全国に存在する認定経営革新等支援機関等に、(1)中小事業者等であること、(2)事業収入の減少、(3)特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受ける。

(※1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人（租税特別措置法施行令第5条の3第9項に規定する中小事業者に該当する個人）

(※2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人（大企業の子会社除く）（租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する中小事業者に該当する法人）

② 事業者は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式<sup>(※3)</sup>を利用して、認定経営革新等支援機関等から申告書を発行してもらい、2021年1月以降に申告期限（2021年1月末）までに固定資産税を納付する市町村に必要な書類とともに軽減を申告する。

(※3) 所在の市町村のWEBページなどから入手。

### ●「認定経営革新等支援機関等」に該当する機関（令和2年7月16日時点）

① 認定経営革新等支援機関

・認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関（銀行、信用金庫等）など

② 認定経営革新等支援機関に準ずるもの

・都道府県中小企業団体中央会      ・商工会議所      ・商工会

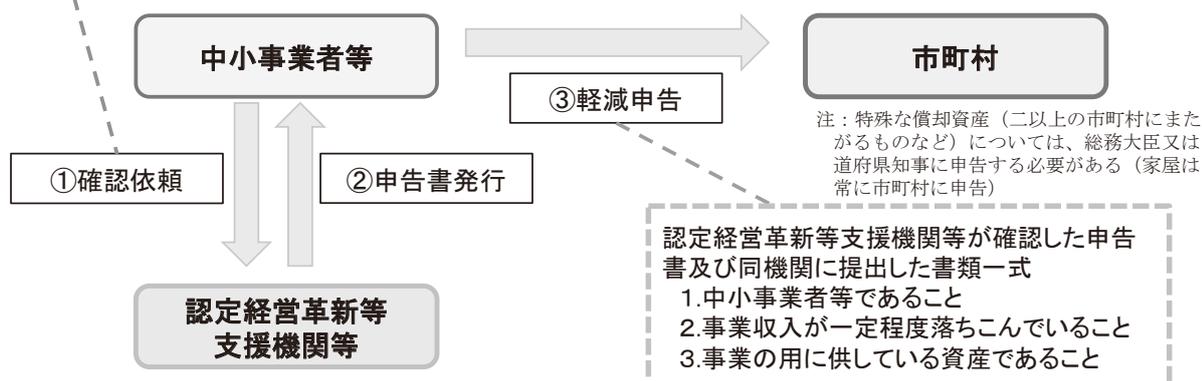
③ 認定経営革新等支援機関等の「等」に含まれる者のうち、帳簿の記載事項を確認する能力があつて確認書の発行を希望する者<sup>(※4)</sup>

・税理士    ・税理士法人    ・公認会計士    ・監査法人    ・中小企業診断士  
・各地の青色申告会      ・各地の青色申告会連合会      など

(※4) 認定経営革新等支援機関として認定されている者を除く。

## ＜参考＞申告の流れ（例）

1. 中小事業者等であることの確認(法人の場合)
  - －資本金を**申告書の誓約事項**で確認
  - －大企業の子会社でない旨を**申告書の誓約事項**で確認
  - －性風俗関連特殊営業を行っていない旨を**申告書の誓約事項**で確認
2. 事業収入の減少の確認  
2020年2月～10月までの連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べ30%or50%以上減少していることを**会計帳簿等**で確認。
3. 特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認  
特例の対象資産について事業専用の部分を**所得税青色申告決算書、収支内訳書等**を用いて確認。



## 固定資産税・都市計画税の減免に関するQ & A（Q & A集より一部抜粋）

No.	質問内容	回答
1	市町村による申告受付はいつから始まるのか。	市町村による受付開始は2021年1月からを予定しており、期限は1月31日までとなります。市役所への来訪回数を減らすため、事業者の皆様が毎年行う償却資産の申告と同じタイミングで家屋及び償却資産の軽減を申告いただく予定です。
2	市町村に提出する必要書類を教えて欲しい。	認定支援機関の確認を受けた申告書(原本)に加えて、同機関に提出した書類と同じものを提出してください(コピー可)。 <b>【全ての事業者からの提出が必要な書類】</b> ① 申告書(認定支援機関の確認印が押されたもの) 事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業者等であることなどについての誓約など ② 収入減を証する書類 会計帳簿や青色申告決算書の写しなど ③ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書など) <b>【場合によって提出が必要となる書類】</b> ④ 収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類
3	申告書はどこで入手すればよいのか。	ご提出いただく申告書様式は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式である必要があります。ご所在の市町村のWEBページなどから入手ください。

No.	質問内容	回答
4	個人の所有する家屋や償却資産は軽減対象か。	個人の所有する居住用の家屋は対象外です。また、事業用以外の(個人が所有する)償却資産というものは存在しません。
5	個人(会社の経営者等)が会社に家屋を貸し付けている場合、軽減の対象になるか。	個人に課される固定資産税は軽減の対象ではありません。一方、個人(会社の経営者)が個人事業主として事業用家屋を貸し付けている場合、当該事業収入の減少要件等を満たせば対象となり得ます。
6	居住用家屋と一体になっている事業用の事務所も軽減の対象となるのか。	事業用と居住用が一体となっている家屋についても対象となります。事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。
7	事業用家屋はどの単位で申告すればよいですか。	令和2年度の課税明細書で、どのような事業用家屋をお持ちなのか確認してください。その上で、課税明細書における家屋の区分ごと(同じ家屋であっても、課税明細書上の記載が分かれている場合には、その区分ごと)に申告してください。令和3年度以降に新たに課税される家屋については課税明細書が無い場合、所在を明らかにした上で家屋番号の単位で申告してください。なお、「所在」及び「家屋番号」は不動産登記簿に記載のある所在と家屋番号を指します。「所在」とは「住所」ではないことにご留意ください。
8	フリーランサーを含む個人事業主は本軽減措置の対象になるのか。	従業員が1,000人以下であり、確定申告書に事業に係る収入がある個人事業主は対象となる可能性があります。具体的には、事業用家屋もしくは償却資産を所持し、毎年市町村に対して当該資産に係る固定資産税を納税している方などで、事業に係る収入が一定の減少要件等を満たす場合は対象となります。なお、個人の所有する居住用家屋や土地に課される固定資産税は本軽減措置の対象ではありません。
9	複数の市町村をまたいで店舗等(家屋)がある場合には、それぞれの市町村に申告を行うことになるのか。	複数の市町村に固定資産税を納付している場合は、それぞれの市町村に申告していただく必要があります。
10	今年分(2020年度分)の固定資産税は軽減されないのか。	本制度は2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置となっています。今年度分(2020年度分)については、別途の措置として、事業収入が大幅に減少した場合(前年同期比20%以上)、1年間納税猶予が可能となっています。詳細についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。
11	事業収入には消費税を含むか。	事業収入に消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、売上について税込処理をしているのであれば消費税を含んだ金額で、売上について税抜処理をしているのであれば消費税を含まない金額で計算することになります。

※詳細は、中小企業庁ホームページをご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>



※群馬県中小企業団体中央会は「認定経営革新等支援機関等」に該当する機関です。「申告書」発行のご要望等ありましたら、本会までお問い合わせください。



経済産業省



中小企業庁

# 持続化給付金の申請



もちろんパソコンからでもOK!

まずは申請に必要な書類を手元に準備しましょう!

法人・個人事業者共通

2019年(度)の確定申告書類 + 対象月の売上台帳等 + 通帳のコピー

個人事業者のみ

本人確認書類 (運転免許証、個人番号カード等)



これらの必要書類は、スマホのカメラを使用した取り込みが可能です。詳しくは次頁で!

# 添付書類を電子データで準備しましょう



法人・個人事業者共通



個人事業者のみ



2019年(歴)の  
確定申告書類



確定申告書  
第一表の控え(1枚)



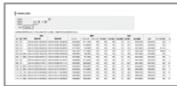
所得税青色申告  
決算書の控え(2枚)

※白色申告の方は、確定申告書第一表の控え1枚

※法人の場合は、確定申告書別表一や法人概況説明書を添付していただきます



対象月の  
売上台帳等



経理ソフトの  
売上データ

もしくは



EXCELで作成した  
売上データ

もしくは



手書きの売上台帳  
のコピー



通帳のコピー



通帳のおもて面



通帳を開いた  
1・2ページ目

もしくは



電子通帳画面  
のコピー



本人確認書類  
(運転免許証、個人番号カード等)



運転免許証



個人番号カード



住民基本台帳  
カード



在留カード等

上記4つのいずれか

もしくは



住民票



パスポート

もしくは



健康保険証



上記のデータを、デジタルデータ  
(PDF・JPG・PNG)のいずれかに  
変換してご用意ください



デジタルカメラ・スマートフォン等を使用  
の際は、細かな文字が読み取れるようきれ  
いな写真の添付をお願いします

持続化給付金事業 コールセンター  
**0120-115-570**

IP 電話等からのお問い合わせ先  
**03-6831-0613**

※申請受付開始と同時に多くのお問い合わせをいただいております。ただ今電話が繋がりにくくなっております。ご不便をおかけいたします。



【スマートフォン操作篇】動画  
持続化給付金電子申請の操作方法

[https://www.youtube.com/watch?v=\\_XM4\\_ZBM65g&feature=emb\\_logo](https://www.youtube.com/watch?v=_XM4_ZBM65g&feature=emb_logo)



【パソコン操作篇】動画  
持続化給付金電子申請の操作方法

[https://www.youtube.com/watch?v=ejWzZB9ftG4&feature=emb\\_logo](https://www.youtube.com/watch?v=ejWzZB9ftG4&feature=emb_logo)

持続化給付金 事務局ホームページ

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

🔍 持続化給付金 申請

